

用語の解説

● 年 齢

平成17年9月30日現在による満年齢です。

● 人 口

国勢調査における人口は、調査時において、調査の地域内に常住している「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時に居た場所に「常住している人」とみなしています。

● 世帯の家族類型

世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

A 親族世帯 —— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれます。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれています。

B 非親族世帯 —— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C 単独世帯 —— 世帯員が一人の世帯

さらに、親族世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(3) 男親と子供から成る世帯

(2) 夫婦と子供から成る世帯

(4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

(5) 夫婦と両親から成る世帯

(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯

(6) 夫婦とひとり親から成る世帯

(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯

(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯

(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯

(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯

(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯

(14) 他に分類されない親族世帯

● 世帯員及び親族人員

世帯員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいいます。養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族としています。

● 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

主世帯 —— 「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

持ち家 居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。

公営の借家 その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市機構・公社の借家 その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。

民営の借家 その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

間借り —— 他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

● 3世代世帯

3世代世帯とは世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれません。

● 国籍

国籍を、「日本」のほか、以下のように11区分に分けています。

11区分 — 「韓国・朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、次のとおりとしています。

- (1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 ————— 日本
- (2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 ————— 調査票の国名欄に記入された国

● 常住地

常住地とは、各人が常住する場所をいいます。ここで「常住する」とは、同一の場所に3か月以上にわたって住んでいるか、又は3か月以上にわたって住むことになっている場所をいいます。

● 従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村で従業・通学 …… 従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅 …………… 従業している場所が、自分の居住している家又は家に附属した店・作業場などである場合
なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれます。
また、農林漁業の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれます。

自宅外 …………… 常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学 …… 従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

(これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものとなっています。)

自市内他区 …………… 常住地が15大都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市)にある者で、同じ市(都)内の他の区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村 …… 従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

他県 …………… 従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するという事は、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学するために来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。

また、従業地が外国の場合、便宜上、同一の市区町村としました。

● 就業者

15歳以上の者について、平成17年9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人。

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間で、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としました。

(1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合。

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めました。

● 従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を、世帯員の従業・通学の状況により「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに「その他の世帯」について、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分したものをいいます。

通勤・通学者のみの世帯 ——— 世帯員の全てが通勤・通学者である世帯

その他の世帯 ——— 通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

(通勤・通学者以外の世帯員の構成)

高齢者のみ ——— 65歳以上の者のみ

高齢者と幼児のみ ——— 65歳以上の者と6歳未満の者のみ

高齢者と幼児と女性のみ ——— 65歳以上の者と6歳未満の者と6~64歳の女性のみ

高齢者と女性のみ ——— 65歳以上の者と6~64歳の女性のみ

幼児のみ ——— 6歳未満の者のみ

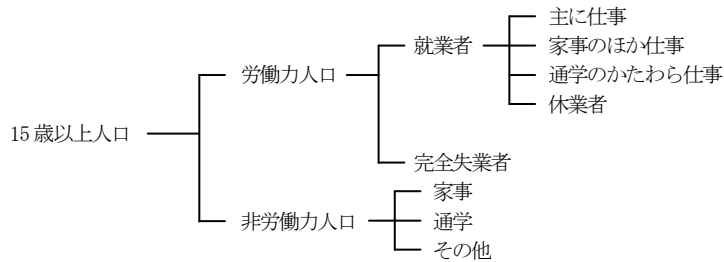
幼児と女性のみ ——— 6歳未満の者と6~64歳の女性のみ

女性のみ ——— 6~64歳の女性のみ

その他 ——— 上記以外

● 労働力状態

労働力状態とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



労働力人口 — 就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 — 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

(1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めています。

主に仕事 — 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていった場合

家事のほか仕事 — 主に家事などをしていて、そのほかにも少しでも仕事をした場合

通学のかたわら仕事 — 主に通学していて、そのかたわら少しでも仕事をした場合

休業者 — 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者 — 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 — 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事 — 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 — 主に通学していた場合

その他 — 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

なお、ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

● 母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供から成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供から成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

● 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込み雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯

世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人としています。

(1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(2) 病院・療養所の入院者 — 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

(3) 社会施設の入所者 — 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者 — 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

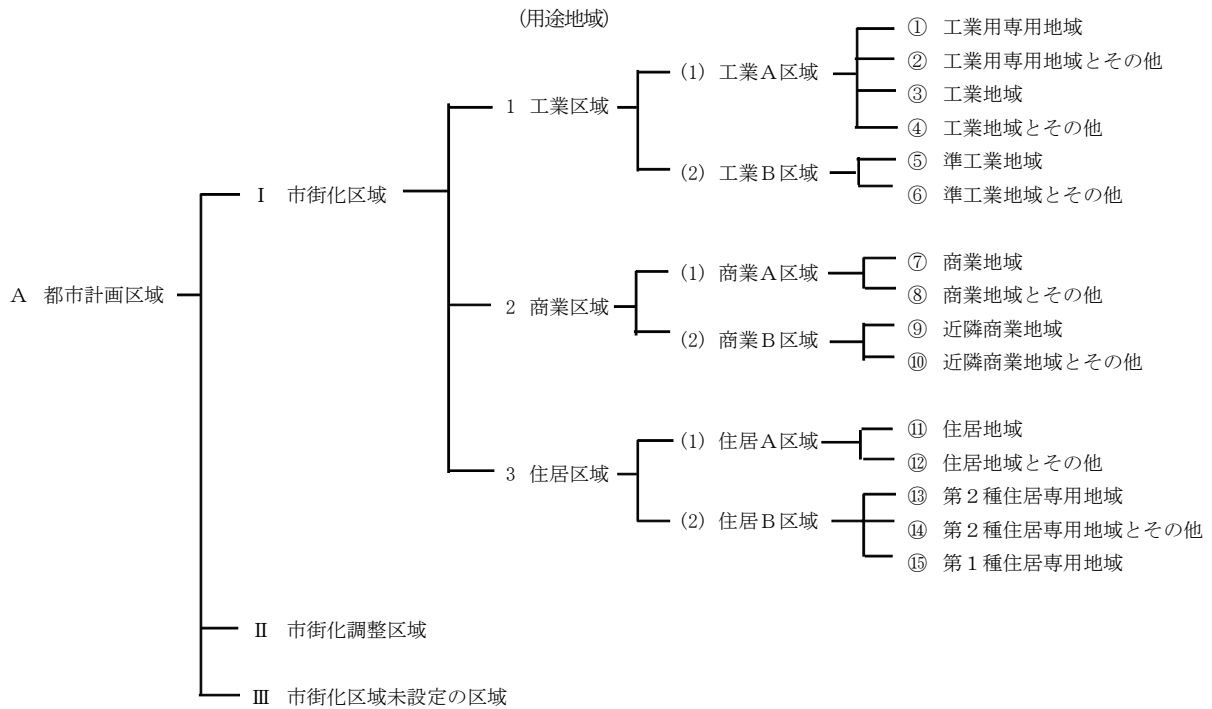
(5) 矯正施設の入所者 — 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

(6) その他 — 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗務員など

● 都市計画の地域区分

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で定められた区域であり、都市計画法（昭和43年法律第100号）及びその他の関係法令の適用を受けている土地の範囲をいいます。

都市計画による地域区分を基に、調査区を次のとおり区分しています。



B 都市計画区域以外の区域

* 用途地域 都市計画区域には、種々の用途の建築物が必要であるが、それらが入り混じっては、各用途間に影響を及ぼすことになる。そこで都市計画区域を住居地域、商業地域、工業地域等に分けて、異なった性格の建築物相互間に悪影響が及ぶのを防止する目的で設定された地域。

● 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

一戸建 — 1 建物が1 住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が1 住宅であればここに含まれます。

長屋建 — 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出口をもっているもの。なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれます。

共同住宅 — 一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共通しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれます。

その他 — 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

● 延べ面積

延べ面積とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室などの営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれません。坪単位で記入されたものについては、1坪を3.3㎡に換算しています。